

公立大学法人秋田県立大学平成20年度年度計画

(目 次)

I	大学が行うサービスに関する目標を達成するためにとるべき措置	…	3
1	教育に関する目標を達成するための措置	…	3
	(1) 学生の受け入れに関する具体的方策	…	3
	(2) 教育方法・実施体制・学生支援に関する具体的方策	…	4
	① 教育方法・実施体制	…	4
	② 学生支援	…	7
	(3) 教育の成果に関する具体的方策	…	8
	① 育成される人材	…	8
	② 育成した人材の行方	…	9
2	研究に関する目標を達成するための措置	…	9
	(1) 研究方針に関する具体的方策	…	9
	(2) 研究体制に関する具体的方策	…	11
	(3) 研究成果と評価に関する具体的方策	…	12
3	地域貢献に関する目標を達成するための措置	…	12
	(1) 産業振興と知的財産に関する具体的方策	…	12
	(2) 教育機関に関する具体的方策	…	13
	① 高等教育機関との連携	…	13
	② 教育現場との連携	…	13
	(3) 地域社会に関する具体的方策	…	13
II	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	…	14
1	運営手法に関する目標を達成するための措置	…	14
2	評価結果の業務への迅速な反映に関する目標を達成するための措置	…	14
3	組織等の見直しに関する目標を達成するための措置	…	14
4	実績に基づく評価に関する目標を達成するための措置	…	15
III	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	…	15
1	自己財源の確保に関する目標を達成するための措置	…	15
2	経費の節減に関する目標を達成するための措置	…	15
3	資産活用に関する目標を達成するための措置	…	15
IV	教育・研究及び組織運営に関する自己点検評価等に関する目標を達成 するためにとるべき措置	…	16

1	自己点検・評価システムに関する目標を達成するための措置	…	16
2	説明責任に関する目標を達成するための措置	…	16
V	その他業務運営に関する重要事項	…	16
VI	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	…	17
1	予算	…	17
2	収支計画	…	17
3	資金計画	…	18
VII	短期借入金の限度額	…	18
VIII	重要な財産の譲渡等に関する計画	…	18
IX	地方独立行政法人法施行細則（平成 16 年度秋田県規則第 5 号）で定める 業務運営に関する事項	…	19
1	施設及び設備に関する計画	…	19
2	人事に関する計画	…	19

I 大学が行うサービスに関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 学生の受け入れに関する具体的方策

[学士課程]

(県内外からの学生の受け入れ)

1) 学生の受け入れに関する大学方針の周知

- 教育の方針と実践及び成果に関して各種メディアを通じて広報し、周知徹底を図る。
- システム科学技術学部においては7月及び10月、生物資源科学部においては8月及び10月に高校生への大学生活の模擬体験機会を提供し、各学部内にオープンキャンパス実行機関を設置し、開催内容に工夫を凝らすとともに、4月から7月まで、様々な方法で日程及び開催概要を周知徹底する。
- 4月から7月までに秋田県内で開催される大学説明会に4回参加し、6月に仙台での大学説明会を、9月に東京での大学説明会を、それぞれ他大学と共同開催する。また、県内高校からの要望に応じて、高校単位で行われる大学説明会にも積極的に参加する。

2) 学生の受け入れのための具体的措置

- 過去3年間の入学試験出願者及び合格者の出身地域を分析し、入学試験会場の適正な配置を検討する。
- 特待生制度を関係機関への周知に一層努めるとともに、学内検討機関において現状の制度及びその成果等を示し、課題を洗い出し、制度改定を検討する。
- 各種の推薦制度等を周知しながら、学内検討機関において、推薦入学制度及びAO選抜制度の課題等に関する提言を取りまとめ、その制度等の充実を図る。
- 県教委高校教育課、県校長協会及び各高等学校が実施する高大連携事業に積極的に協力するとともに、本学が自ら高大連携事業を企画実施する。また、このことについては、関係各所に対するPRを的確に実施するとともに、各所の年間スケジュールを正確に把握する。
- 進学実績や受験実績などを勘案した高校訪問を実施し、大学説明を積極的に行い、入学希望者の増加を図る。
- 高校訪問やホームページの活用等により本学の施設や教育現場の見学、体験等を働きかける。

3) その他の学内措置

- 大学入試センター等主催の入試研究会等に積極的に参加し、大手予備校（受験出版社）の分析状況を随時入手するなど、受験をめぐる各種データ及び他

大学の分析手法の収集に努め、当該データ等を学内検討機関に提供する。

- 入試担当部署のありかた及び入試担当専門職に求めるもの等について検討するとともに、アドミッションチームに所属する事務職員を専門研修に派遣する。

(多様な入学機会の確保)

- 1) 他大学等の学生に、編入学制度をPRし、本学への編入学機会を提供するとともに、前年度から構築しつつある他大学とのネットワークを駆使して、本学編入学制度のさらなるPRを行う。
- 2) 海外の大学等との大学間協定や部局間協定の締結を促進し、本学の学士課程入学のための受け入れ体制と条件整備について、引き続き検討する。

[大学院課程]

- 1) 大学院教育の方針と実践及び成果について各種メディアを通じて広報し、周知を図る。
- 2) 他大学等の学生に、本学大学院をPRし、入学機会を提供するとともに、前年度から構築しつつある他大学とのネットワークを駆使して、本学大学院のさらなるPRを行うとともに、大学院生に対する特待生制度の見直しを図る。
- 3) 海外の大学等との大学間協定や部局間協定の締結を促進し、本学の大学院課程入学のための受け入れ体制と条件整備について引き続き検討する。
- 4) 社会人大学院学生の就学を助けるために実施した集中講義を参考にし、条件整備について検討を続ける。

(2) 教育方法・実施体制・学生支援に関する具体的方策

①教育方法・実施体制

[学士課程]

1) 科目編成方針

- ア) 各科目の目的と位置づけを明確にするため、各学部各学科において科目編成に係る検討を継続する。
- 科目編成は、教養基礎教育科目(教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、情報科学科目)、専門基礎科目(数学、物理、化学、生物等の専門の基礎となる講義及び実験)、専門科目(それぞれの専攻分野に特有の講義及び実験・実習・演習)、その他に分類する。
 - 各科目の目的と位置づけに則り、各科目の内容に合った成績評価基準策定の作業を続ける。
 - 各科目は原則として半年単位で実施するが、通年講義を設定する等、必要に応じて柔軟性のある編成について引き続き見直しを図る。
 - 教育職員免許状の取得に必要な科目を開設する。また、放送大学及び単位互

換制度を積極的に活用することにより教育の充実を図る。

- 学生間の学力格差に対処するため、英語、理科（物理、生物、化学）、数学の基礎講座を引き続き開講する。
- イ) 各学部において決定した科目編成の責任者を通じ、その科目の中で身に付けさせるべき内容を明確にし、次年度のシラバスに反映させる。
- 教養基礎教育科目は幅広くバランスの取れた科目構成とし、的確な倫理観・職業観の涵養に資するよう配慮する。
 - 専門科目の内容は最新の社会動向に合わせて適宜改訂する。
 - 教育効果を把握し、カリキュラムを柔軟に見直す。科目の改訂などは、入学年度の異なる学生間で格差、不利益を生じないように編成する。
- ウ) アグリビジネス学科では、プロジェクト実習等によって、生物生産の専門知識と技術、環境に配慮した地域資源管理システムや農業経営システム、農業・農村のビジネス、振興策について実践的に学習させる。
- また、プロジェクト教育の場となるフィールド教育研究センターの施設・設備の計画的整備を引き続き推進する。
- エ) 本荘・秋田両キャンパスに配置したキャリアカウンセラーと教員が協力し、キャリア形成教育の一環として教育プログラムに1年生前期の必修科目の中で、初年時教育のための授業を実施する。
- オ) 少人数教育の利点を最大限活用し、より実践的な教育を充実させる。
- 実験、演習、実習科目を通じて得た知識を活用し、応用する能力の向上を図る。
 - ディスカッション能力、コミュニケーション能力の育成・向上に資する科目編成を図る。
 - 卒業研究を通じて、実際の問題に取り組むことを体験させ、専門知識と技術を融合する力を身につけさせ、教員とのディスカッションを通じてコミュニケーション能力を身に付けさせる。
 - インターンシップ受入企業の新規開拓を引き続き行うとともに、インターンシップ制度の重要性を広く学生に意識付けをし、参加学生の一層の増加を図る。
 - 学生自主研究を通じて、問題発見、解決能力を早期に習得するための知識や技術を教育する。
 - 学内、学外の研究交流会等に学生の積極的な参加を推奨し、これに伴う金銭的支援については、支出可能になるよう制度化する。
- カ) 科目充実のためのその他の施策
- 現在行っている遠隔講義について引き続き検証するとともに、そのあり方について検討する。

- 放送大学との単位互換やコンソーシアムあきたが県内他大学と実施している単位互換制度を学生に周知し、積極的な活用を呼びかける。
 - 履修制限は最小限なものに留める。
 - 特徴のある教育体系を構築するための検討組織の立ち上げについて準備を始める。
- 2) 学士課程教育における履修体制の整備拡充
- 学生の履修登録に向けてオリエンテーションを実施し、自ら履修計画を立てられるようにする。
 - シラバスの内容を充実し、学生が活用しやすいものになるよう引き続き見直しを進める。
 - 学期中は毎週一回、専任教員（教授、准教授）全員がオフィスアワーを引き続き実施するとともに、専用の時間枠の設置についても検討を継続する。
 - 一般教養や手薄な分野に関する書籍については教員、学生の要望を取り入れながら整備をしていく。
- 3) 教育内容の持続的改善のための方策
- 科目の内容及び実施状況が適切であるか検証し、改善に反映させる体制を整備する。
 - 学生に対して授業アンケートを実施し、その結果を授業の改善に反映させる。
 - 教員の教育技術・学生指導技術の向上を図ることを目的とした 講習会等の開催を計画するとともに、推進主体としてのファカルティ・ディベロップメント（FD）組織のあり方を引き続き検討する。
 - 教育効果の判定を効率的に実施する方法を引き続き検討する。
 - 各種ハラスメントを防止するため、教員に対して研修を実施する。
- 4) 教育成果の保証に関する施策
- 平成21年度の科目編成の変更に合わせ、科目に応じて、その目的と成績評価基準あるいは単位認定基準を明示し、公表を引き続き行う。
 - 専門基礎科目及び語学については、成績評価結果を点検する体制のあり方を検討する。
 - 上記以外の教養科目と専門科目については、その科目の目的にあった成績評価が行われているかについて検討する。
 - 学士課程教育の仕上げとして、卒業研究における論文作成や発表会を通じ、審査する。
- 5) 教育資源の有効活用のための施策
- 平成21年度の科目編成に合わせ、全学が協力して柔軟かつ効率的に教育に取り組める体制を構築する。
 - 複数の教員が共同して実施する科目については、専門、適性を考えて、科目

ごとに責任者を決め、実施チームを編成して授業を行う。

[大学院課程]

- 1) 高度の専門知識とその応用活用能力及び学ぶ力を習得させるための施策
 - 高度専門職業人(前期課程)及び高度技術研究者(後期課程)の教育にふさわしい研究業績又は実務経験を有する人材を充てるため、大学院担当教員の資格審査体制を運用していく。
 - 平成21年度の科目編成の変更に際して討論型・対話型の科目、演習形式の科目を積極的に導入し、活用していく。
 - 学生の研究に際して、学内の施設・設備を有効活用できるように、教員相互の協力体制を維持していく。
 - 学会への参加の他、論文公表など、学外への成果発表を積極的に行わせる。
 - 図書館の専門学術雑誌の整備を継続していく。
 - 大学院学生の学会への参加旅費などの経費について引き続き支援する。
 - 各部局間の成果発表会により、交流を図る。
- 2) 各研究科の内容及び定員等の見直し
大学院各研究科における専攻の内容及び定員等の見直しは、平成20年度入試の結果を踏まえた対応をする。

② 学生支援

- 1) 学業支援体制
 - 担当教職員の間で学生の学業について必要な助言や指導を行う体制を引き続き活用する。
 - 全教員が毎週1回、オフィスアワー専用時間帯を引き続き設定する。
- 2) 専門職員
 - 秋田・本荘両キャンパスのスクールカウンセラーが、お互いに連携を取りながら、また、教職員と一体となって相談しやすい窓口を提供する。
- 3) 学部学生支援
 - ア) 生活支援
 - アルバイトやアパート等の情報提供を地元の業者等の協力を得て今後も継続する。また、学生寮に関する情報提供も行う。
 - 財団法人日本学生支援機構や公共団体等が運営実施している奨学金支給制度の周知を図る。また、授業料減免制度の見直しの検討を引き続き行う。
 - イ) 健康支援
 - 定期健康診断と放射線を扱う学生を対象にした健康診断を実施する。
 - 定期健康診断の結果、食生活・生活習慣の改善を要すると思われる学生に対しては、個別に健康教育を行う。また、食生活・生活習慣に関する注意事項

を周知する。

- 緊急時や疾病の発生防止について、学校嘱託医や地元医療機関と連携し、迅速な対応や疾病予防に努める。

ウ) 精神面の支援

- 支援が必要な学生に対してはスクールカウンセラーを中心に教職員、さらには地域医療機関の専門医師と連携体制を構築し、学生自らの解決能力育成を目指す。
- 学生に学内のハラスメント相談組織体制を周知し、学生が常時相談できるようにする。又学生を対象としたハラスメント研修会を実施する。

エ) 地域活動の支援

- 学生の地域との連携事業を積極的に支援する。
- 学生と地域とが交流できる事業について積極的に情報収集し、検討する。

4) 大学院学生の支援

学部学生の支援策に加えて、以下の支援策を充実する。

- 大学内で教育補助員(TA)として働ける制度を維持する。
- 平成18年度に創設した「特待生制度」の見直しを検討し、大学院生が、より学習意欲を喚起するような制度改正を行う。

- 5) 平成18年度に創設した「生涯学生制度」を卒業生等に周知し、積極的な制度利用を促す。

(3) 教育の成果に関する具体的方策

① 育成される人材

[学士課程]

1) 問題発見・解決能力

- 平成21年度の科目編成の変更に際して、学生が幅広く科目履修できる教育体制を整え、教養基礎教育科目、専門基礎科目及び専門科目を適切に配置するよう努める。
- 開学以来本学が積極的に取り組んできた1、2年次の学生を対象とした学生自主研究制度を継続し、学生の知的好奇心を喚起する。
- インターンシップ受入先企業に対し、インターンシップの目的である知識、技術、仕事への理解及び人との付き合い方を習得できるような実習の実施を引き続き依頼するとともに、インターンシップの目的の周知徹底をより一層図る。
- インターンシップガイダンスを実施し、インターンシップに対する心構え、意識付けやビジネスマナー教育等を事前研修で徹底するとともに、インター

ンシップ終了後の事後報告会の充実を図る。

2) コミュニケーション能力

- 少人数教育の利点を活かし、教員と学生並びに学生同士が討論することにより、論点を整理し自己表現する能力を養うことを引き続き行う。
- キャリア開発講座を実施して、キャリアデザインをしながら、自己分析の方法、表現力、コミュニケーション能力を身につけさせる講座を引き続き行う。
- 学生が教員との進路相談を通じて、自分の考えを整理し相手に伝え、相手の意見を理解する能力を深めることを引き続き行う。

3) 教育の成果の評価

卒業研究における論文の作成、学科内発表会及び質疑応答を審査し、創造的能力を評価する。

[博士前期課程]

1) 高度専門職業人の育成

学会での発表を目指して研究テーマに取り組むことで、深い専門知識と技術を統合し応用する能力を養う。

2) 教育の成果の評価

博士前期課程在籍中に大学院生に対して学会発表を奨励し、修士論文等の発表会を通じて評価する。

[博士後期課程]

1) 高度技術研究者の育成

研究内容を査読付き専門誌へ公表することにより、課題に見合った解析手法を構築し、新たな研究課題を見いだす力を養う。

2) 教育の成果の評価

博士後期課程在籍中に、査読付き専門誌への発表を奨励し、博士論文を評価する。

②育成した人材の行方

1) 学部・学科就職委員会を定期的を開催し、進路指導担当教員と就職支援チーム職員との連携を強化する。

- アグリビジネス学科学生に対し、就職に必要な情報を提供するための環境を大潟キャンパスに整備する。
- 学生の就職希望の業界を把握しながら、中期目標に挙げられた分野を中心とした企業を300社訪問し、就職先の開拓を引き続き行っていく。
- 秋田県内企業に対し、求人の早期化を機会あるごとに依頼するとともに、企業訪

間等において本学が送り出せる人材についてのPRを引き続き積極的に行っていく。

- 学生の特性に配慮した就職ガイダンスを引き続き実施するとともに、新たに就職活動を迎えるアグリビジネス学科学生の特性にも沿った内容を盛り込む。
 - 低学年からのキャリア形成を支援するため、両キャンパスにおいて1年生を対象としたキャリア開発ガイダンスを引き続き実施する。
 - 担当教員との連携により情報を共有し、学生の希望に沿ったきめ細かな指導を引き続き行っていく。
 - 両キャンパスのキャリアカウンセラーが、定期的に情報交換を行うなど連携を取りながら、学生に対する進路指導の充実を図る。
- 2) 進路指導を充実させるため、学部・学科就職委員会を定期的で開催し、進路指導担当教員に対し学生の進路状況を説明するとともに、進路指導に対する教員の共通認識を図る。
- 3) 卒業生に対する所属事業所の満足度や、目標とする人材の育成成果を検証するため、企業訪問等の機会を利用し卒業生が就職した事業所からの情報収集を引き続き行うとともに、事業所から収集した満足度、貢献度や要望などの情報をデータベース化し進路指導に活かす。
- 4) 平成20年3月卒業の学生に対し行ったアンケート調査の結果に基づき、「公務員対策講座」を新たに実施するほか、平成21年3月卒業の学生に対しても卒業直前に進路支援全般に関するアンケート調査を実施し、今後のキャリア開発に活かす。
- 5) 卒業生が所属している事業所を訪問し、卒業生から仕事内容や処遇など職場状況の情報を積極的に収集し、今後の進路指導に活かす。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究方針に関する具体的方策

個々の教員の専門知識及び能力を最大限に活かせる研究体制・評価システムを構築した上で、以下の措置を講じる。

1) 地域との交流の促進

- 文科省都市エリア産学官連携促進事業による「木質エネルギー研究会」や「秋田菜の花ネットワーク」など地域の研究会活動を支援する。
- 秋田県や県内自治体、NPO並びに産業界と連携し、八郎湖の水質改善などの地域固有の課題や県内産業振興に資する課題について、研究を推進する。

2) 教育活動に反映可能な研究

- 研究テーマの選定にあたっては、教育との関わりを念頭に置き、高度専門職業人の育成につながる研究を推進する。
- 研究実施にあたっては、学生の意欲的な参画により、能力向上や将来の仕事

への取組み方を修得させるように努める。

3) 知的財産の創造と活用

- 地域共同研究センターを改組した地域連携・研究推進センターは、秋田県発明協会と連携しながら、教員の知的財産獲得意欲の啓発に努める。教員からの発明届数は、20件以上を目標とする。また、あきた企業活性化センター等関係機関とも連携し、知的財産の利用促進を図る。

4) 研究資源の有効活用

- 学内公募型の工農融合プロジェクト研究や公設連携研究等により、大学の特色を生かした研究テーマの策定・推進を進める。
- 外部資金による研究費を確保するため、国の各省庁や独立行政法人の公募課題への応募を督励するほか、自治体や国内外の大学、各種研究機関や産業界との連携を深めて研究開発を活発化する。

5) 国際交流の推進

- 国際的な学会に積極的に参加し研究発表するとともに、共同研究を奨励する。
- 大学間・部局間協定締結校の質量ともに向上を図り、国際的な研究の発展を図る。

6) 研究上の倫理性、安全性の確保

- 研究活動に係る倫理性を確保するため、研究倫理委員会で「人を対象とする研究実施計画」を審査する。
- 現在実施している安全パトロール等を充実する。

(2) 研究体制に関する具体的方策

1) 研究活動は、学士課程教育及び大学院課程教育と密接不可分に関連しており、教育内容と研究内容との整合性に留意しつつ、次の措置を講じる。

- 各部局及び大学院各研究科では、大講座制や流動的研究グループのメリットを生かした研究推進体制により、教育研究活動の活性化に努める。
- 若手教員の教育研究能力及び資質向上のため、任期付在職者を対象としたサバティカル制度や国内外教育研究機関への留学等の研修制度の導入について、具体的な検討を開始する。
- 本学と連携協力協定を結んだ金融機関や企業、そしてあきた企業活性化センターとも連携しながら地域連携・研究推進センターのコーディネート機能を強化する。

2) 研究予算について以下の事項に留意して配分のためのルール作りを行う。

- 教員研究費については、部局長がこれまでの研究実績等を勘案して配分し、産学連携事業等の学内競争的資金については、明確・公平な評価基準により審査会で研究計画を評価し、研究費の配分を行う。

- 法人で採用する流動研究員のほか、学内の競争的資金や外部資金で、任期付き研究員等の採用に努め、研究支援体制を強化する。
- 3) 外部資金については、各省庁の各種補助金、民間企業からの奨学寄附金等の確保に努める。
- 4) 競争的研究資金への応募者に対してもインセンティブを与えるような評価制度を構築する。
- 5) 地域共同研究センターを地域連携・研究推進センターと改め、公設試験研究機関や企業、市町村との連携を深め、研究成果の技術移転促進に努める。

(3) 研究成果と評価に関する具体的方策

- 1) 次の事項について特に積極的な発信を行い、大学の知名度向上に結びつけるとともに、地域産業の活性化及び優秀な人材の確保に寄与するよう努める。
 - 教員個人の研究活動について、冊子やホームページ、研究成果発表会等を通じて公表する。
 - 学術賞等の獲得については随時公表し、社会への発信に努める。
 - 地域連携・研究推進センターで知的財産の管理・取扱いを行うことを学則に明記するとともに、その活動を強化する。
- 2) 各研究テーマについて研究計画を作成し、その達成度に基づく適正な研究評価を行い、研究推進の指標として活用するとともに、学内外での研究交流、共同研究を進める。
- 3) 研究の評価基準は、先端性、独創性、社会貢献性の他、教育への活用に留意したものである。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 産業振興と知的財産に関する具体的方策

- 木材高度加工研究所をはじめ各部局では、独自性や特徴を活かしながら県内の関係機関と連携し、地域や企業からの技術相談や、受託試験等を通じた技術支援を行うとともに、共同研究や受託研究、共同開発を推進する。
- 地域連携・研究推進センターで、知的財産を一元的に管理し、法人が保有するライセンスの実施許諾に努める。
- 地域連携・研究推進センターを中心に、あきた企業活性化センター等の関係機関とも連携しながら、産学官コーディネート機能を一層充実することによって、大学のシーズと地域や企業のニーズとの多様な出会いを作り出し、共同研究や新規事業の創出に努める。
- 県内大学等の研究者同士の緊密な交流の場として発足した「知の種苗交換会」

事業を、さらにシーズとニーズの出会いの場に発展させるため、あきた企業活性化センターと協同して産学連携フォーラムを開催する。

- 法人化により共同研究、受託研究の手続きは大幅に簡素化されたが、県内企業等からの申し出をさらに促進するため、大学も経費を負担する産学共同研究事業を継続実施する。また、共同研究の受け入れ件数は、20テーマ以上を目標とする。
- 産業振興の支援にあたっては、あきた企業活性化センター等関係諸機関との連絡、協力関係を保ち、それをより緊密にするように努める。

(2) 教育機関に関する具体的方策

① 高等教育機関との連携

- 県内の国公立大学等と遠隔授業を実施し、単位互換制度の運用について引き続き検討する。
- 他大学等との情報交換や大学コンソーシアムによる連携講座等の共同事業の推進を図る。

② 教育現場との連携

- 県教委高校教育課、県校長協会及び各高等学校が実施する高大連携事業に積極的に協力するとともに、本学が自ら高大連携事業を企画実施する。また、このことについては、関係各所に対するPRを的確に実施するとともに、各所の年間スケジュールを正確に把握する。
- 高校生や中学生の大学見学を積極的に実施し、研究室の公開等を通じて学習意欲の向上や進路の選択を引き続き支援する。

(3) 地域社会に関する具体的方策

- 地域連携・研究推進センターが窓口となり、地域住民の技術相談並びに“ものづくり”や“安全・安心な生活を送ること”に必要な知識の獲得・活用を支援する。
- 各キャンパス図書館の利用方法を周知し、地域住民へ利用を呼びかける。
- 地域からの求めに応じて、地域の問題解決の取り組みに積極的に参加する。
- 自治体などが主催する各種委員会等への参加、企業などによる研修への講師派遣等を通じ、地域の振興に積極的に参画する。
- 公開講座は、従来の開催頻度を維持するとともに、学外の関係団体等と連携し、より地域に密着した講演内容とする。あわせて、新たな受講対象を確保できるような講演内容となるよう努める。
- 県内で受講の機会の少ない著名人を講師に招いて、中学校や高等学校と積極的に連携しながら、公開講演会やシンポジウムを開催する。また、大学コンソーシア

ム及び生涯学習センター等の事業にも積極的に参画する。

- 科目等履修生・聴講生の受け入れを促進するとともに、学部及び大学院での社会人再教育を積極的に推進する。
- コーディネート機能を発揮して各部局それぞれの専門分野での地域の研究ニーズ・シーズの把握・発掘に努める。
- 連携協力協定締結企業や地域のニーズに沿った研究・共同事業及び地域のシーズを生かす研究・共同事業に積極的に取り組むとともに、得られた研究成果の地域への還元を図る。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営手法に関する目標を達成するための措置

- 経営協議会において、様々な分野で活躍している学外委員を登用し、幅広く意見を取り入れ、法人運営に反映する。
- 役員と部局長・学科長の責任と権限について周知し、教育研究協議会等を通じて、迅速かつ効率的な大学の運営を行う。
- 法人評価等の結果を勘案し、各部局の方向性や事務実行体制について検討を行い、適切な人員配置及び予算配分を行う。

2 評価結果の業務への迅速な反映に関する目標を達成するための措置

- 法人評価の結果を受けて、各部局の達成目標及び評価方法の策定を行う。
- 部局及び本部ごとに評価・点検項目を明示し、具体的な改善目標を各部局及び本部に伝達する。
- 各部局の活動状況を積極的に公開し、地域との意見交換を行う場を設け、教育研究内容の見直しと、研究成果の地域への普及を図る。

3 組織等の見直しに関する目標を達成するための措置

- 社会の要求に対応した大学のあり方について、経営協議会、教育研究協議会及び役員会等で常時点検する。
- 本学の教育実態に応じた人事制度となるように、不都合が生じた場合には、即時に見直し及び改善に努める。また、プロパー職員の研修を引き続き実施するなど専門性の向上に努める。
- 弾力的勤務形態の適正な運用や、更に兼職・兼業の制限緩和を進める。
- 能力を重視した公正な採用により、教職員の適正な雇用に努める。
- FD活動を充実させ、活性化する。20年度は大学院生に対する授業アンケート実施についても検討する。

- 学生と教員の対話の場を通じて、教育組織の定期的な点検を実施する。

4 実績に基づく評価に関する目標を達成するための措置

- 教員評価を実施する。
- 上記教員評価を実施する課程等において、より良い制度とするために検証を行うとともに、引き続き専門家による授業評価を実施する。
- 部局等の特徴が反映されるようなウエイト付けを行い、多様性のある評価システムの確立を目指す。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己財源の確保に関する目標を達成するための措置

- 共同研究員の受入に係る諸経費を派遣元企業から負担してもらうため、新たな料金として研究料を新設する。
- 知的財産の適正な管理や積極的な公表、地域連携・研究推進センターのコーディネート活動等により、技術移転を積極的に進める特許、技術指導等の収入確保に努める。
- 各種公募情報等を、組織としての確かつ迅速に把握・収集し、地域連携・研究推進センターのイントラネットやコーディネーターを介して学内への周知を図り、外部資金の増加に努める。
- あらゆる機会を通じて本学の研究シーズを発信しながら、産学官民連携を推進し、受託研究費や奨学寄附金等の外部資金の獲得に努める。
- 連携協力協定締結の金融機関やあきた企業活性化センター等とも連携しながら、地域連携・研究推進センターのコーディネート機能を充実させ、産学官連携・地域連携による共同研究・受託研究ニーズの掘起しを行う。

2 経費の節減に関する目標を達成するための措置

- 業務の外部委託、他大学との共同事務処理の可能性を調査する。
- 他大学の事務組織体制について調査を行い、本学の事務改善を進める。
- 省エネルギーに対する意識啓発の継続とその実践に努める。又使用するエネルギーの一定割合の削減に努める。

3 資産活用に関する目標を達成するための措置

- 施設・設備の共同利用の推進や施設の運営方法の改善を図り、効率的な運用に努める。
- 定期的な資産の点検及び評価を実施する。
- 講義室、講堂、屋外運動施設など需要の高い学内施設を中心に、開放し学会活動や地域活動での有効活用に供する。

IV 教育・研究及び組織運営に関する自己点検評価等に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己点検・評価システムに関する目標を達成するための措置

- 自己点検評価委員会を組織し、経営協議会及び教育研究協議会の審議を通じて評価結果を大学活動にフィードバックする体制を構築する。

2 説明責任に関する目標を達成するための措置

- パンフレットやホームページの外国語版を作成し、情報発信のさらなる充実を図るとともに、迅速な情報の発信に努め、県民や学生等への説明責任を果たす。
- 公開講座をはじめ、学部等において実施する研究成果発表会等の情報を積極的にリアルタイムに発信するよう努める。
- 教育研究成果の活用状況について自己点検評価等を通じて点検を行う。

V その他業務運営に関する重要事項

- 安全意識の高揚を図るための各種事業を実施するとともに、キャンパス安全衛生パトロールを強化する。
- 機器について現状を把握し中長期的な整備・更新計画を策定する。
- 各種施設、設備等についてキャンパス毎に、中長期的な整備・更新計画に基づき、これらの現況及び予算等を勘案しながら順次実施する。

VI 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

（単位：千円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	4, 1 1 6, 8 8 0
授業料等収入	1, 1 1 4, 3 7 5
受託研究等収入	2 3 2, 2 6 6
その他収入	2 2 1, 6 6 6
計	5, 6 8 5, 1 8 7
支出	
教育研究経費	1, 7 1 3, 9 5 8
受託研究等経費	2 3 2, 2 6 6
人件費	3, 2 4 6, 1 4 3
一般管理費	4 9 2, 8 2 0
計	5, 6 8 5, 1 8 7

[人件費の見積もり]

期間中総額3, 2 4 6, 1 4 3千円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに教職員給料、諸手当並びに引継教員退職手当並びに法定福利費に相当する費用である。

2 収支計画

（単位：千円）

区 分	金 額
費用の部	6, 7 1 0, 5 0 7
教育研究経費	1, 6 2 8, 4 8 4
受託研究等経費	2 3 2, 2 6 6
人件費	3, 2 4 6, 1 4 3
一般管理費	4 7 8, 2 9 4
減価償却費	1, 1 2 5, 3 2 0
収益の部	6, 7 1 0, 5 0 7
運営費交付金収益	4, 1 1 6, 8 8 0

授業料等収益	1, 0 1 4, 3 7 5
受託研究等収益	2 3 2, 2 6 6
資産見返物品受贈額戻入	1, 1 0 5, 1 5 1
資産見返運営費交付金等戻入	1 5, 2 2 5
資産見返寄附金戻入	3, 7 0 8
資産見返補助金等戻入	1. 2 3 6
雑益	2 2 1, 6 6 6
純利益	0

3 資金計画

(単位：千円)

区 分	金 額
資金支出	5, 9 4 6, 1 8 5
業務活動による支出	5, 5 8 5, 1 8 7
投資活動による支出	1 0 0, 0 0 0
財務活動による支出	0
次年度への繰越金	2 6 0, 9 9 8
資金収入	5, 9 4 6, 1 8 5
業務活動による収入	5, 6 8 1, 3 8 7
運営費交付金による収入	4, 1 1 6, 8 8 0
補助金等による収入	4 0, 0 0 0
授業料等による収入	1, 1 1 4, 3 7 5
受託研究等による収入	2 3 2, 2 6 6
その他収入	1 7 7, 8 6 6
投資活動による収入	0
財務活動による収入	3, 8 0 0
前年度からの繰越金	2 6 0, 9 9 8

VII 短期借入金の限度額

運営費交付金等の受入遅延等に対応するため、短期借入金の限度額を5億円（運営費の月平均の1ヶ月相当額）とする。

VIII 重要な財産の譲渡等に関する計画

なし

IX 地方独立行政法人法施行細則（平成16年秋田県規則第5号）で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

（単位：千円）

整備内容等	予定額	財源
なし		

金額については、見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加される場合がある。

2 人事に関する計画

（1）人事計画の方針及び人員に関する指標

1）人員計画

大講座制への移行を活かした柔軟な教員配置を行い、教育効果の向上に努めるとともに、人員の抑制を図る。

2）人事等に関する指標

教職員数 304人以内

（2）人材の確保に関する計画

教職員の人材確保においては、広く周知を図るとともに、評価制度や年俸制により評価結果が適切に反映される報酬制度を確立し、任期制の導入により優秀な人材の確保に努める。